

佐世保工業高等専門学校表彰規程

(平成16年4月1日制定)

佐世保工業高等専門学校表彰規程(平成16年3月29日制定)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規程は、佐世保工業高等専門学校(以下「本校」という。)の教育、研究、学校運営及び社会貢献に関して、特に顕著な功績を挙げた者を表彰することにより、本校の教育、研究等の諸活動の一層の向上を図ることを目的とする。

(表彰の時期)

第2条 表彰は、本規程に定める各賞に該当する教職員に対して、その都度表彰する。

(表彰の種類)

第3条 この規程により行う表彰は、次に掲げるとおりとする。

- 一 教育貢献賞 本校の学生教育について、学内外より高く評価を受け、著しく本校の教育に貢献したと認められる者に対して与える賞。
- 二 学校功績賞 本校の教育、研究、学生指導、管理運営、地域貢献等について、学内外より高く評価を受け、著しく本校の運営や活動に多大な成果を上げたと認められる者に対して与える賞。
- 三 感謝状 本校の教育、研究、学校運営等に著しく寄与したと認められる者に対して与える賞。

(委員会)

第4条 表彰の対象者を選考するため、表彰選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 校長
- 二 筆頭副校長
- 三 副校長
- 四 事務部長
- 五 総務課長及び学生課長
- 六 その他校長が必要と認めた者

3 委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。

(推薦の方法)

第5条 主事、学科長、基幹教育科長、専攻科長及び技術室長は、第3条第2号及び第3号に規定する表彰に該当すると認められる者(以下「候補者」という。)を別記様式により委員長に推薦するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、校長及び事務部長は、必要に応じ候補者を推薦できるものとする。

3 候補者の推薦は、原則として毎年10月31日までにを行うものとする。

(表彰対象者の決定)

第6条 校長は、委員会の議に基づき、表彰する者を決定する。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、校長が表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に添えて、記念品を贈呈することができる。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程施行後最初に行う表彰は、第2条の規定にかかわらず、平成16年5月に平成14年度の功績について行う。

附 則

この規程は、平成17年11月28日から施行し、改正後の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年12月12日から施行し、改正後の規定は、平成25年10月1日から適用する。

附 則 (令和2年3月30日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月2日から施行し、令和6年4月1日から適用する。